令和５年度事業計画

（事業目的）

移植医療の普及推進と目と臓器に関する保健衛生の知識の啓発を図り、県民の健康増進及び福祉の向上に寄与することを目的に、眼球提供希望者の募集、眼球移植希望者の調査及び相談、角膜及び強膜のあっせん、臓器移植希望者の組織適合性検査費用の助成、移植医療に関する調査及び研究並びに支援に関する事業を行うものとする。

１．普及啓発事業（公１）

移植医療に対する県民の理解と協力が得られるよう、啓発のためのポスター・パンフレット等を市町村、保健所、医療機関等に配布するとともに、報道機関等を通じての移植医療に関する知識の普及啓発を行う。

また、県内各団体、関係機関における啓発活動を進めるため、移植医療関係の市民公開講座や研修会等を開催する。

（１）各種行事での普及啓発

①　市民公開講座、研修会、例会等

市民公開講座や研修会、熊本県下の協力団体の例会を活用し、移植医療に関する知識の普及啓発を行う。

②　グリーンライトアップ

グリーンリボンデーの10月16日（月）を中心に、県内の医療機関やランドマーク等を移植医療のシンボルカラーでグリーンにライトアップし、移植医療への理解と協力を呼び掛けるためのグリーンライトアッププロジェクトの実施及び県内企業等に対して参加呼びかけを行う。

③　熊本県腎移植者の会黄色い羽根募金運動街頭キャンペーン

下通アーケードにて臓器提供・臓器移植等に関するパンフレットの配布と黄色い羽根募金運動を行う。（熊本県腎移植者の会との共催により実施、令和5年11月予定）

（２）感謝状の贈呈

①　献眼者の御遺族に対し、感謝状を贈呈する。

②　献眼者を顕彰するため、厚生労働大臣感謝状を申請し、贈呈する。

（３）財団の会報「ざいだんNEWS」や普及啓発資材等の作成及び活用

①　ざいだんNEWSを年１回発行し、財団の活動について広く県民や賛助会員等へ周知する。

②　献眼や臓器提供に関するパンフレット等を作成し、医療機関に配布し、臓器移植院内コーディネーター等を通して啓発を行う。

（４）講義・講話の実施

①　医療関係機関・学生・生徒に対する講義

②　ライオンズクラブ等各団体の会合等での講話

　③　その他（出前講座等）

（５）熊本県腎移植者の会、他関係団体との連携

公益社団法人日本臓器移植ネットワークや公益財団法人日本アイバンク協会、ライオンズクラブライオンズクラブ国際協会３３７－E地区、熊本県腎移植者の会等と連携し、県民の健康増進や移植医療に対する意識向上を推進する。

（６）マスメディアによる普及啓発

　ラジオ、テレビ、新聞等のマスコミに対し、移植医療に関する情報提供を行う。

（７）移植医療ボランティアの育成

熊本赤十字病院と連携し、移植ボランティアを募り研修を行い、普及啓発、賛助会員の募集その他事業に協力してもらうよう育成を行う。

（８）熊本県移植医療推進財団のホームページのさらなる活用及び会報等による情報発信

ホームページやざいだんNEWSを活用し、積極的に情報発信を行う。また他の団体との積極的な相互リンクにより、情報の入手をより簡便にする。

２．提供者募集管理業務（公１）

移植医療の現状や県民の健康等に関する知識向上について普及啓発を図り、意思表示カード等への記入を呼びかけることにより、臓器提供者の募集を行う。

（１）臓器提供意思表示ツールの周知及び記入率の向上

①　臓器提供意思表示についてのパンフレット等は、国及び日本臓器移植ネットワークから各自治体、郵便局、コンビニエンスストア等へ配布されているが、当財団としても、県と協力して、引き続き免許センター、病院、診療所、歯科医院、薬局、銀行等に普及啓発資材等を設置していく。

②　県内各市町村成人式で、新成人を対象に普及啓発資材等を配布する。

③　健康保険証、運転免許証の裏面、マイナンバーカードの表面の意思表示欄への記入について周知し推進するなど記入率の向上を目指す。

 （２）臓器提供意思登録

日本臓器移植ネットワーク、日本アイバンク協会のオンライン登録による登録者募集を行う。

３．移植希望者の調査事業（公１）

　移植医療機関と連携して移植を受けたい人の希望がかなうようにサポートする。

（１）移植希望者等の相談業務（一般的な移植に関する相談、登録手続等について）

　　　熊本県臓器移植コーディネーターと連携し、移植希望者等の相談対応を行う。

（２）角膜移植待機患者数調査（公益財団法人日本アイバンク協会との連携）

毎月、移植待機患者数を取りまとめ、日本アイバンク協会、九州各県アイバンク連絡協議会へ報告するとともに、県内の待機患者数等を財団ホームページに掲載し、提供を呼び掛ける。

４．摘出あっせん業務（公１）

先天的又は後天的な角膜、強膜の疾患により、視力低下又は失明した方を角膜、強膜の移植により視力を回復させることを目的に、安全性の確保された角膜、強膜のあっせんを医学基準に基づき公平、公正に行う。

（１）眼球（角膜）の摘出及びあっせん

角膜片については、電動トレパン、スカルペル等により眼球を摘出せず角膜を直接採取し、感染症等の評価後にあっせんを行う。

（２）提供角膜の安全性評価

①　角膜摘出時にスリットランプにより角膜の状態をチェックする。

②　角膜移植に伴う感染症の発症を防ぐため、ドナーから血液を採取し、免疫血清学検査（HBsAg・HCV・HIV・HTLV-1・梅毒）を行う。

※新型コロナウイルス感染症のPCR検査については主治医の判断による（疑わしい場合は摘出しない）

③　角膜の評価のため、スペキュラーマイクロスコープによる角膜内皮細胞数を検査する。

（３）摘出に携わる関係者の傷害保険の継続

摘出に従事する際の事故等で傷害が発生した場合に備えて、傷害保険に加入する。

５．組織適合検査の助成事業（公１）

腎移植希望者が新規登録のために行う組織適合検査（ＨＬＡ検査）費用は全額患者の自己負担となっているが、25,920円と高額なことから、検査費用の一部補助（１人9,000円）を継続する。

６．移植調査研究事業（公１）

臓器(角膜)提供希望者(ドナー)には、ドナー適応基準に基づき臓器(角膜)ごとに一定の感染症がないこと等の要件が細かく定められており非常に複雑である。各症例において適切な対応を行うため各関連分野の学会、研修会、会議等への参加をとおして、最新の情報を入手する。

また、効果的な啓発、意思表示率向上を図るための手法検討等を目的とし、県内大学と連携し、移植医療に関する調査・研究を行う。

（１）都道府県臓器移植推進組織協議会へ参加（九州ブロック幹事）

（２）全国アイバンク連絡協議会・アイバンクワークショップセミナーへの参加

（３）角膜カンファレンス等への参加

（４）その他移植関係学会等への参加

７. その他事業（公１）

財団の効果的な運営を図るために関係機関と協議し、移植医療を支える人材の育成並びに連携を図る。

また、上記調査事業等により得られた最新の情報をもとに財団の活動の活性化等に努める。

（１）財団の各種会議において審議と意見の交換

①　移植推進委員会　令和5年5月予定

②　定時理事会　　 令和5年5月予定

③　評議員会　 令和5年6月予定

④　臨時理事会　　 令和6年3月予定

（２）関連機関との協議会等

①　熊本県移植医療推進ネットワーク協議会（各種部会含む）

②　都道府県移植医療推進組織協議会

③　熊本市CKD対策会議

④　その他（ライオンズクラブ三献協力会等）

（３）当財団の事業を広く紹介(HP、会報等)し、各団体や個人等へ支援を求める活動

①　賛助会員及び支援者を募り、会員加入や寄付等を依頼する。

②　移植医療に関係する医療機関、団体等と協力して、県下の移植医療についての講演会やシミュレーション等を企画する。

（４）臓器移植連絡調整者設置事業【委託事業】※1

県からの委託を受け、熊本県臓器移植コーディネーターの設置及び活動を行う。

（５）臓器移植院内コーディネーター連携構築事業【委託事業】※2

県からの委託を受け、県内38医療機関に設置している臓器移植院内コーディネーターの育成・質の向上に必要な業務を行う。

（６）都道府県支援事業【助成事業】※2

公益社団法人日本臓器移植ネットワークからの助成を受け、熊本県臓器移植コーディネーターが中心となり、県内各医療機関におけるマニュアルの整備等の院内体制整備や臓器移植関係者が連携して行う移植医療に関する諸問題の検討、教育・研修や啓発等に必要な事業を行う。

【参考】

※1　臓器移植連絡調整者設置事業【県からの委託事業】

公益社団法人日本臓器移植ネットワークから委嘱された熊本県臓器移植コーディネーターが以下の業務を行う。

○日常業務

ア　県内における臓器提供意思表示カード及び意思表示シールについて、管内における保健所、郵便局、警察署、運転免許センター等の公共施設の窓口に設置することを始め、あらゆる機会を通じた普及啓発を行い、地域住民の臓器提供・臓器移植に関する理解を深める。

イ　県内の臓器提供に協力いただく施設の医療従事者等に対し、臓器移植に関する制度等についての普及啓発活動を行い、臓器提供の際の協力が得られるよう努めるとともに、臓器提供に協力いただく施設等を定期的に巡回し、連携体制を整備する。

ウ　公開講座や学校等を対象とした出前講座等を通じて、広く県民に移植医療に関する正しい知識を普及する。

エ　県臓器移植コーディネーター専用の電話回線（携帯電話、スマートフォン等）を備え、県内の関係医療機関からの連絡・相談等に対応する。

オ　上記ア及びイ以外に臓器移植対策を推進するために必要な業務を実施する。

○臓器提供発生時業務

公益社団法人日本臓器移植ネットワークの地域オフィスと連携し、臓器提供に関する情報交換等を行うとともに、地域オフィス及び地域オフィスの主任臓器移植連絡調整者（以下「チーフコーディネーター」という。）の指示に従い以下の業務を行う。

ア　チーフコーディネーター及び臓器提供可能者の主治医と連絡を取りつつ、臓器提供可能者の臓器提供に係る意思を確認するとともに臓器提供可能者の家族に対して臓器提供・臓器移植についての説明を行う。

イ　組織適合性検査の実施のため、臓器提供者の血液を確保するとともに、移植検査センターへの血液の搬送又はその手配を行う。

ウ　摘出された臓器の運搬又はその手配を行う。

エ　円滑な移植の実施を図るため、関係機関（地域オフィス、臓器提供施設、移植実施施設等）との連絡調整を行う。

オ　臓器提供者の遺族に対し、移植患者の予後の報告を行うなど礼意をもって対応する。

カ　臓器移植連絡調整活動（コーディネート活動）の経過等について、地域オフィス及び本県に報告を行う。

キ　脳死下での臓器提供発生時においては、上記ア～カ以外に地域オフィス及びチーフコーディネーターの指示に基づき、必要な業務を行う。

※2　臓器移植院内コーディネーター連携構築事業【県からの委託事業】

臓器移植院内コーディネーターの連携構築に必要な以下の業務を行う。

○熊本県移植医療推進ネットワーク推進協議会移植医療施設部会の開催

熊本県移植医療推進ネットワーク推進協議会移植医療施設部会を開催し、各医療機関等の連携構築に必要な調整を行う。

○臓器移植院内コーディネーター研修会等の開催

県内38医療機関に設置している臓器移植院内コーディネーターの研修会等を開催し、コーディネーターのスキルアップを図る。

○指導者養成及び研修体制の整備

臓器移植院内コーディネーター研修会等で指導者となるようなコーディネーターを養成し、今後の研修体制を整備する。

○先進的な活動等の視察研修

先進的な取り組みや効果的な普及啓発活動等を行っている自治体や医療機関等に熊本県移植医療推進ネットワーク推進協議会移植医療施設部会員や提供側・移植側の医療関係者等を派遣し、実際の活動を学ぶ。

※3　都道府県支援事業【助成事業】

熊本県臓器移植コーディネーターが中心となり、医療機関の院内体制整備や消防、警察等臓器移植関係者が連携して行う移植医療に関する諸問題の検討、教育・研修や啓発等に必要な事業を行う。

○地域連携促進活動

臓器移植に必要な体制整備を構築するため、以下の事業を行う。

ア　移植医療に関する問題点を解決できるような院内の仕組み作りの支援や連携関係の構築のために必要な医療機関等の訪問

イ　医療機関において、都道府県民の意思をより確実に活かすことができるような院内体制を　整備するために必要な印刷物の作成等

ウ　医療機関の体制整備状況の把握・カテゴリー別課題解決に向けた支援のための訪問

エ　医療機関における院内マニュアルの作成、改訂の支援

オ　医療機関における臓器提供シミュレーションの支援

カ　熊本県臓器移植コーディネーターが近隣の都道府県における医療機関の院内体制の整備に関する情報を共有するために必要な会議の開催

○意思表示促進活動

臓器提供に関する意思をより確実に活かすことができるような意思表示を促進するため、以下の事業を行う。

ア　臓器提供に関する意思表示を促進するために必要な関係各所の訪問

イ　臓器移植に関する知識の習得及び臓器提供に関する意思表示を促進するために必要な活動

ウ　教育機関における移植医療に関する活動

○研修活動

移植医療の推進のため、県内の臓器移植関係者が連携して行う臓器移植医療に関する以下の研修を開催する。

ア　県内において、移植医療に関する諸問題を検討する会議・研修会等

イ　医療機関における臓器提供に関する院内研修会

ウ　医療機関における臓器提供シミュレーション